

電波のルールは必ず守ってください

電波利用環境保護周知啓発強化期間
6月1日～6月10日

電波の利用にはルールがあります。無線機器を使用するときは、必ず「技適マーク」が付いているか確認してください。



外国規格の無線機器は、防災行政用無線やテレビ放送などに妨害を与える恐れがあり、国内では使用できません。

■問い合わせ先

総務省東海総合通信局

▽不法無線局の相談

☎052(971)9107

▽テレビなどの受信障害の相談

☎052(971)9648

消費者ホットライン188をご存じですか

消費者ホットライン188(局番なし)は、近くの消費生活センターなどの消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

「悪質商法などによる被害に遭った」「ある製品を使ってけがをってしまった」「お試し購入のはずが定期購入契約になっていた」などの消費者トラブルで困っていませんか。

また、「『新型コロナワクチンが接種できる。後日全額返金されるので10万円を振り込むように』という不審な電話がかかってきた」など新型コロナウイルスに関連したトラブルや、「豪雨で雨漏りし修理してもらったがさらにひどくなった」など災害に関するトラブルで困っていませんか。

一人で悩まずに、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188(いやや!)」にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。

■問い合わせ先 消費者庁地方協

6月定例議会を開催



令和3年阿久比町議会第2回定例会を次のとおり開催します。

■日時 6月9日(水) 午前10時から

※ 一般質問は、6月10日(木)・11日(金)の予定

■問い合わせ先 議会事務局 ☎(48)1111(内1401)

力課 消費者ホットライン担当
☎03(3507)9109

一人で悩まず、まずは相談
大切なのは、すぐに相談することです。困ったときは、一人で抱え込まないで「消費者ホットライン『いやや』(局番なしの188)」まで電話してください。
「泣き寝入りは超いやや(188)！」で覚えてね



消費者庁 消費者ホットライン
188イメージキャラクター
「イヤヤン」

危険物安全週間 6月6日～6月12日

■今年の標語「事故ゼロへ トライ重ねる ワンチーム」

今日、石油類をはじめとする危険物は、事業所などで幅広く利用され、国民生活に深く浸透し、その安全確保の重要性はますます増大しています。事業所における自主保安体制の確立を呼び掛け、広く国民の危険物に対する意識を高めるため、平成2年に消防庁が毎年6月の第2週の日曜日(6月6日)から土曜日(6月12日)までの1週間を「危険物安全週間」と制定し、各種行事を実施しています。

■身近な危険物

私たちの生活の中で危険物には、ガソリン・灯油・軽油といった自動車用・暖房用燃料をはじめ、

化粧品、医療品などに含まれています。危険物は、私たちの生活になくてはならない身近で便利なものとなっている反面、ひとつ取り扱いを間違えると一瞬にして大事故につながります。正しい知識を持ち、正しい取り扱いをしてください。

■火災予防上の注意事項

- ◇ 付近で火気を使用しない。
- ◇ 容器は地震などで容易に転倒、転落しないような措置をする。
- ◇ 風通しの良い場所で保管する。
- ◇ 蒸気の発散を防ぐためにふたは必ず密栓する。

■危険物の保管・取り扱いについての相談・問い合わせ先

知多中部広域事務組合消防本部 予防課
☎(21)1491
電子メール
yobou119@cac-net.ne.jp

編集後記

今年は平年より21日も早く梅雨入りしたそうです。梅雨というと、洗濯ものが干せない、食べ物にカビが生えやすいなど、あまり良いイメージのない季節です。けれど、雨にも意外なメリットがあって、雨音は集中力や記憶力を高めてくれるのだとか。例えば読書などにとって最適な季節ということですね。想像してみてください。雨音をBGMに、お気に入りの本と淹れたてのコーヒー、チョコレートを用意して読書にいそむ。うーん、おしゃれ。(形から入るタイプ)

